

人 事 行 政 の 運 営 等 の 公 表

当組合の人事行政の公平性・透明性を高めるため、「邑楽館林医療事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和2年度における職員の任命、給与、勤務条件などの状況をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況 「令和2年度 採用者 36名」

内訳	医師	7名	看護職	16名	医療技術職	6名
	事務職	4名	労務職	3名		

(2) 退職状況 「令和2年度 退職者 29名（定年退職 7名含む）」

内訳	医師	3名	看護職	17名	医療技術職	5名
	事務職	3名	労務職	1名		

(3) 部門別職員数の状況（各年4月1日）

区 分		職 員 数			令和元年から令和2年の主な増減理由
部 門		平成30年	令和元年	令和2年	
病院 会 計	医療職	40	41	43	呼吸器内科、放射線診断科医師採用
	看護職	280	278	285	業務増及び退職者が例年以下であったため
	医療技術職	101	91	97	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の欠員補充
	事務職	51	51	50	退職による減
	労務職	15	13	16	調理師の欠員補充
	計	487	474	491	17人
一 般 会 計	事務局	1	0	1	事務局長採用（令和元年9月）
	高等看護学院	11	11	11	
	計	12	11	12	1人
合 計		499	485	503	18人

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者及び構成団体からの派遣職員を含み、嘱託職員及び臨時職員を除いています。

※ 看護部（地域連携室、医療安全管理室を含む）

医療技術部（中央放射線室、検査室、医療技術室、栄養室を含む）

事務部（地域連携室を含む）

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

令和2年度一般会計当初予算

職員数 (A)	給 与 費				1人あたりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
12	49,312	11,663	21,410	82,385	6,865

令和2年度病院会計当初予算

職員数 (A)	給 与 費				1人あたりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
486	1,764,331	1,065,566	741,489	3,571,386	7,349

※職員手当には、退職手当は含みません。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	医療職	薬剤師(6卒) 医療技術職	看護職	事務職・福祉職	技能労務職
大学卒	320,100円	210,500円 194,700円	215,200円	182,200円	—
短大3卒	—	184,700円	209,800円		
短大2卒	—		200,700円	163,100円	
高校卒	—	—	—	150,600円	146,100円

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

一般会計

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	407,500円	520,950円	52.5歳
教 員 職	322,720円	388,406円	44.8歳

病院会計

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
医療職	528,033円	1,186,157円	48.3歳
医療技術職	266,951円	332,948円	36.6歳
看護職	283,798円	358,758円	37.7歳
事務職	278,292円	339,354円	36.7歳
労務職	269,356円	291,777円	43.8歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当などの諸手当を加えたものです。

(4) 職員手当の状況

◇期末・勤勉手当及び退職手当

区 分		支給割合	
		期末	勤勉
期末・勤勉 手当	6月期	1.300月分 (1.100月分)	0.950月分 (1.150月分)
	12月期	1.250月分 (1.050月分)	0.950月分 (1.150月分)
	計	2.550月分 (2.150月分)	1.900月分 (2.300月分)

※期末・勤勉手当の表中の()内は、課長職相当以上の支給割合です。

◇退職手当

(令和2年4月1日現在)

区 分		支給割合	
		自己都合退職	定年退職
退職手当	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分

◇扶養手当等

(令和2年4月1日現在)

区 分 種 類	邑楽館林医療事務組合	国																												
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、父母等 6,500円 ※部長職以上の場合 3,500円 ・子 10,000円 ※16歳から22歳までの子(加算) 5,000円 	同じ																												
住居手当	(借家の場合) 自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員が対象 家賃額に応じて支給 最高支給限度額 28,000円	同じ																												
通勤手当	(自転車などの交通用具使用者の場合) 【片道】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">2km未満</td> <td style="width: 25%;">0円</td> <td style="width: 25%;">2km以上 5km未満</td> <td style="width: 25%;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>5km以上10km未満</td> <td>4,200円</td> <td>10km以上15km未満</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>15km以上20km未満</td> <td>10,000円</td> <td>20km以上25km未満</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>25km以上30km未満</td> <td>15,800円</td> <td>30km以上35km未満</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>35km以上40km未満</td> <td>21,600円</td> <td>40km以上45km未満</td> <td>24,400円</td> </tr> <tr> <td>45km以上50km未満</td> <td>26,200円</td> <td>50km以上55km未満</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>55km以上60km未満</td> <td>29,800円</td> <td>60km以上</td> <td>31,600円</td> </tr> </table> (交通機関利用者の場合) 6か月定期券等の価格による一括支給 ただし、最高支給限度額(1か月あたり) 55,000円	2km未満	0円	2km以上 5km未満	2,000円	5km以上10km未満	4,200円	10km以上15km未満	7,100円	15km以上20km未満	10,000円	20km以上25km未満	12,900円	25km以上30km未満	15,800円	30km以上35km未満	18,700円	35km以上40km未満	21,600円	40km以上45km未満	24,400円	45km以上50km未満	26,200円	50km以上55km未満	28,000円	55km以上60km未満	29,800円	60km以上	31,600円	同じ
2km未満	0円	2km以上 5km未満	2,000円																											
5km以上10km未満	4,200円	10km以上15km未満	7,100円																											
15km以上20km未満	10,000円	20km以上25km未満	12,900円																											
25km以上30km未満	15,800円	30km以上35km未満	18,700円																											
35km以上40km未満	21,600円	40km以上45km未満	24,400円																											
45km以上50km未満	26,200円	50km以上55km未満	28,000円																											
55km以上60km未満	29,800円	60km以上	31,600円																											

◇特殊勤務手当

(令和2年度)

区 分		全 職 種
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	79.2%
	支給対象職員1人当たりの平均支給月額	66,996円
	手当の種類	20種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当 臨床研究手当 夜間看護手当 救急患者取扱手当
	多くの職員に支給されている手当	救急患者取扱手当

(5) 級別職員数の状況 (令和2年4月1日現在)

一般会計

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
一般行政職	標準的な職務内容						事務長	事務局長		
	職員数						1人	1人		2人
	構成比						50.0%	50.0%		100%
教員職	標準的な職務内容		専任教員	専任教員	教務主任	学院長				
	職員数		1人	7人	1人	1人				10人
	構成比		10.0%	70.0%	10.0%	10.0%				100%

病院会計

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
医療職	標準的な職務内容	医員	医長	診療科 (副)部長	(副)院長 医療部長 管理室長					
	職員数	2人	6人	30人	5人					43人
	構成比	4.6%	14.0%	69.8%	11.6%					100%
医療技術職	標準的な職務内容	技師等	薬剤師 技師等	主査 主任	室長補佐 補佐代理	副部長 室長	部長			
	職員数	1人	50人	37人	5人	3人	1人			97人
	構成比	1.0%	51.6%	38.1%	5.2%	3.1%	1.0%			100%
看護職	標準的な職務内容	准看護師	助産師 看護師 准看護師	看護副師長 主任	看護副部長 看護師長	看護部長				
	職員数	0人	142人	127人	15人	1人				285人
	構成比	0.0%	49.8%	44.6%	5.3%	0.3%				100%
事務職	標準的な職務内容	主事補等	主事	主査 主任	係長 係長代理	課長補佐 室長補佐 主幹	課長 室長	事務部長 参事	事務部長	
	職員数	0人	13人	23人	10人	1人	3人			50人
	構成比	0.0%	26.0%	46.0%	20.0%	2.0%	6.0%			100%
労務職	標準的な職務内容	調理師	調理主任	看護助手 総調理長 調理長						
	職員数	4人	5人	7人						16人
	構成比	25.0%	31.3%	43.7%						100%

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◇勤務時間

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分から 13時00分まで

◇年次有給休暇

年次有給休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、労働基準法第39条の規定に従って与えられる有給の就労義務免除の休息です。

また、年次有給休暇は一年間に20日間付与されますが、請求権発生後2年以内に権利を行使しなければ時効により消滅し、時効で消滅しない限り翌年に繰り越されます。

(年次有給休暇の取得状況)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
19,529.0日	2,905.0日	493人	5.9日	14.9%

※全対象職員数は、令和2年1月1日から同年12月31日まで在職した職員数(育児休業・休職中の職員は除く)です。

また、総付与日数は、全対象職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む)を合計したものです。

4 職員の休業に関する状況

◇育児休業及び部分休業

育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間内で職務に従事しないことを可能にする制度です。

部分休業は、小学校就学前の子を養育するため、子が小学校に就学するまでの期間内で1日の勤務時間の一部(上限2時間)について職務に従事しないことを可能にする制度です。

(育児休業の取得状況)

区分	取得者数	取得期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下
男性	0人						
	0人						
女性	16人		7人	8人			1人
	13人		7人	6人			
計			14人	14人			1人

※上段は、令和2年度新規取得者数、下段は前年度から引き続き取得している職員の数です。

(部分休業の取得状況)

区分	取得者数	取得期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下
男性	0人						
	0人						
女性	1人	1人					
	0人						
計		1人					

※上段は、令和2年度新規取得者数、下段は前年度から引き続き取得している職員の数です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

◇分限処分

分限処分は、公務能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない場合などに行う不利益処分で、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

処分の種類	処分の事由	件数
休 職	地方公務員法第28条第2項第1号	6件

◇懲戒処分

懲戒処分は、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる不利益処分で、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。ただし、非行の内容、程度、その他の事情等を総合的に判断し懲戒処分とするには至らない場合には、文書や口頭により注意を与えることがあります。

処分の種類	処分の事由	件数
減 給	地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号	1件

6 職員のサービスの状況

◇地方公務員の服務規律の概要

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員のサービスの根本基準と定められています。

(地方公務員法に定められている職員の義務)

条 文	事 項	区 分
31条	サービスの宣誓	身分上
32条	法令等及び上司の業務上の命令に従う義務	職務遂行上
33条	信用失墜行為の禁止	身分上
34条	秘密を守る義務	身分上
35条	職務に専念する義務	職務遂行上
36条	政治的行為の制限	身分上
37条	争議行為等の禁止	身分上
38条	営利企業等の従事制限	身分上

◇営利企業等の従事の状況

- ・ 令和2年度許可件数 32件
- ・ 従事時間 勤務時間外

◇職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

(主な免除事由)

- ・ 各種研修会への参加
- ・ 各種健康診断の受診
- ・ 地方公務員法第42条に基づいて実施される厚生事業への参加

7 職員の研修の状況

職員研修は地方公務員法第39条に基づき、職員の公務能率向上と人材育成を目的に職員研修を実施しています。

(全体研修等)

研修名	開催場所	内 容	開催日および対象者	総人数
新型コロナウイルス感染管理研修	講堂	・新型コロナウイルス感染症の基礎知識 ・院内感染対策	令和2年4月1. 2. 3日 全職員（委託社員含む）	646人
新規採用職員研修	講堂	・感染防止 ・事故防止 ・患者の権利と個人情報保護 ・各部門担当者による研修	令和2年4月13日 新採用職員	28人
医療安全研修	講堂	・医療事故と民事, 刑事, 行政責任	eラーニング 令和2年5月19～6月30日 集合研修 令和2年6月30日 全職員（委託社員含む）	580人
院内感染対策研修会	講堂	・新型コロナウイルス第2波への備え	令和2年7月 17. 20. 21. 22. 28. 29. 31日 全職員（委託社員含む）	609人
院内感染対策研修会	講堂	・新型コロナウイルスの検査 ・新型コロナウイルス感染症 ・帰国者接触者外来の現況と発熱外来	令和2年11月20. 24. 25. 26日 12月1. 2. 3. 11日 全職員（委託社員含む）	601人
医療安全研修	-	・医療安全研修No. 1, No. 2 (各部門の医療安全活動報告等)	eラーニング 令和2年2月12～6月30日	544人

(派遣研修)

※webセミナー含む

研修会名・学会名	対象者	総人数
日本循環器学会学術集会、日本内科学会講演会、日本泌尿器科学会総会 日本耳鼻咽喉科学会学術講演会、日本外科学会定期学術集会 他	医療部職員	71人
群馬県看護協会研修 重症度、医療・看護必要度評価者院内指導者研修、看護の中の倫理 他	看護部職員	259人
細胞検査士教育セミナー、日本放射線腫瘍学会第33回学術大会、 群馬県医学検査学会、日本超音波検査学会、日本視能矯正学会、 群馬放射線腫瘍研究会、日本診療放射線技師学術大会	医療技術部職員	12人
医師事務作業補助者研修、防災センター要員講習・自衛消防業務講習 依存症地域生活支援者研修会、省エネルギーセンター資質向上講習 身元保証人問題研修（初級編）、医療機関広報フォーラム	事務部職員	18人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

◇職員の健康の保持増進対策

(健康診断及び疾病予防)

種 類	受診者数/接種者数	内 容 等
定期健康診断	550人	正職員及び 臨時職員を対象に実施 (人間ドック受診者の一部除く)
人間ドック	165人	一泊二日ドック 6人 日帰りドック 154人 脳ドック 5人
インフルエンザ予防接種	481人	院内感染防止対策として希望者に実施

(ストレスチェック)

労働安全衛生法に基づき、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するために行っています。

対 象 者	受 検 者	内 容 等
583人	549人	正職員及び臨時職員を対象に実施

◇労働安全衛生法に基づく安全衛生管理の状況

邑楽館林医療事務組合職員安全衛生管理規程に基づく産業医等の設置状況

(産業医)

氏 名	所属等
新 井 弥 生	公立館林厚生病院 外科部長兼予防医学センター長

※産業医の業務(邑楽館林医療事務組合職員安全衛生管理規程第8条第2項関係)

- ・健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する業務
- ・職場環境の維持管理に関する業務
- ・作業の管理に関する業務
- ・職員の健康管理に関する業務
- ・健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する業務
- ・衛生教育に関する業務
- ・職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する業務

※産業医が実施した職場巡視の状況

- ・期 日 毎月 1 回
- ・実施場所 病院内

※衛生委員会委員の業務 (邑楽館林医療事務組合職員安全衛生管理規程第 1 0 条関係)

- ・職員の健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策
- ・職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
- ・公務災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るもの
- ・前 3 号のほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

◇災害補償の実施状況

地方公務員法において「職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合等において、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害は、補償されなければならない、この補償の迅速かつ公平な実施を確保するために」公務災害補償制度が法律で定められており、療養補償、休業補償、疾病補償、損害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償に関する事項が定められております。なお、公務災害の種類には、公務災害と通勤災害があります。

※公務災害の認定件数（令和2年度）

- ・公務災害 4件
- ・通勤災害 0件

◇互助会に対する助成の状況

互助会組織である邑楽館林医療事務組合職員共済会は、職員の相互救済及び福利厚生を図ることを目的として、給付事業、助成事業などの共済事業のほか、職員の保健、元気回復等の厚生に関する事業を実施しています。

邑楽館林医療事務組合職員共済会の運営費用は、共済事業については会員である職員の掛金、厚生に関する事業については組合からの助成金を主な財源としています。

令和2年度の予算額は15,337,000円で、その内、組合からの助成金は4,267,000円となっています。

◇共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられております。

地方公務員の共済組合は、その目的を達成するために、大きく分けて次の3つの事業を行っております。

- ☆短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行っています。
- ☆長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。
- ☆福祉事業・・・健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金貸付などを行っています。

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる制度です。(地方公務員法第46条)

(給与)

給与は、勤務条件の基本的事項であるだけに、措置要求の対象としては最も多いものと考えられ、給与ベースの改定、初任給及び給与額の不均衡是正、昇給制度の改善又は昇給の完全実施、超過勤務手当の完全支給、宿日直手当などの諸手当の増額、諸手当の支給を受ける者の範囲、種類、額の改善などがあります。

(勤務時間)

勤務時間の長さ、交替勤務の場合の勤務時間の割振り、休息时间、休憩時間あるいは休暇に関する問題などがあります。

(その他の勤務時間)

給与、勤務時間以外の勤務条件としては、旅費の種類、金額支給条件の改善、執務環境の改善などがあります。

※令和2年度において、勤務条件に関する措置要求はありません。

10 不利益処分に関する不服申し立ての状況

不利益処分は、職員の地位又はその身分の取り扱いに関しての意に反して行う不利益な処分のことで、この処分に対する不服申し立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行ななければならない、処分があったことを知らなかった場合でも、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、不服申し立てをすることができない制度です。(地方公務員法第49条の3)

※令和2年度において、不利益処分に関する不服申し立てはありません。